

1 背景

平成28年6月3日付で児童福祉法が改正され、要保護児童について、「家庭と同様の環境における養育」の理念が示されたことを踏まえ、基準の改正を検討する。

2 検討方法

児童福祉審議会里親認定部会において、平成29年10月から4回を目途に検討会を開催し、平成30年3月までに取りまとめ、経過措置を設けた上で実施する。

3 主な検討事項

事項	現行基準	検討の視点
年齢要件	【養育】主たる養育者は、原則として25歳以上65歳未満 【養子】原則として25歳以上50歳未満	・要件そのものの撤廃 ・上限を上げるか
経済状況要件	【養育】世帯収入が生保基準を原則として上回っていること 【養子】同上	・借金やローンの有無を考慮するか ・基準を上げるか
住居要件	【養育】原則、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること 【養子】同上	・居室面積を見直すか ・家族構成に応じた適切な広さを明確にするか （施設の最低基準を参考にするか等）
単身者要件	【養育】配偶者がいない場合、次の全ての要件を満たすこと ア 児童養育の経験、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有する イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいる ※「等」は原則として親族。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、「等」に含めることが可能 【養子】なし	・単身者を認めるか ・補助者の基準を緩和するか （親族にLGBTカップルを含めるか等）